

【保険証の交付について】

被保険者証（保険証）は、後期高齢者医療制度の被保険者であることの証明書であり、被保険者ひとりひとりに交付されます。

これから75歳を迎えられる方には、役場健康保険課から誕生月の前月末までに保険証を送付します。

【保険証の更新について】

保険証は毎年8月1日に切り替わります。自動更新ですので、手続きは必要ありません。新しい保険証は「福井県後期高齢者医療広域連合」から7月31日までに郵送されます。

【保険証の再交付について】

保険証をなくしたり、汚したりしてしまったときは、役場健康保険課で再交付ができます。ご印鑑と本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カードなど）をご持参のうえ手続きをしてください。

被保険者本人が窓口に来られない場合は、ご家族や血縁関係のある方が代理として申請できますが、ご印鑑（被保険者本人および代理の方）と代理の方の本人確認ができるものをご持参ください。

【保険証の返還について】

被保険者が死亡または転出する場合や、生活保護を受けるようになった場合には、越前町における後期高齢者医療制度の資格を喪失しますので、保険証は速やかに返還してください。

また、保険証の負担割合が変更になった場合や、住所変更した場合には、保険証の差し替えが必要ですので、速やかに返還してください。